

保医発 0731 第 1 号
令和 8 年 7 月 31 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

}

殿

厚生労働省保険局医療課長
（公印省略）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（公印省略）

「特定保険医療材料の定義について」の一部改正について

今般、下記の通知の一部を別添のとおり改正し、令和 8 年 8 月 1 日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

別添 「特定保険医療材料の定義について」（令和 8 年 3 月 5 日保医発 0305 第 4 号）
の一部改正について

「特定保険医療材料の定義について」
(令和 8 年 3 月 5 日保医発 0305 第 4 号) の一部改正について

- 1 別表のⅡの 058 (3) ③オ i を次のように改める。
 - i 材質が表面酸化処理ジルコニウム合金又は窒化表面硬化処理チタン合金であること。

(別添 参考)

「特定保険医療材料の定義について」 (令和 8 年 3 月 5 日保医発 0305 第 4 号) の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
(別表) I (略) II 医科点数表の第 2 章第 1 部、第 3 部から第 6 部まで及び第 9 部から第 12 部までに規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格 001～057 (略) 058 人工膝関節用材料 (1)～(2) (略) (3) 機能区分の定義 ①・② (略) ③ 大腿骨側材料・全置換用材料（間接固定型）・特殊型次のいずれにも該当すること。 ア～エ (略) オ 金属イオン溶出又は摩耗粉の低減を目的として、以下のいずれかの加工等が施されているものであって、その趣旨が薬事承認又は認証事項に明記されていること。 i 材質が表面酸化処理ジルコニウム合金又は窒化表面硬化処理チタン合金であること。 ii (略) ④～⑰ (略) 059～244 (略) III～IX (略)	(別表) I (略) II 医科点数表の第 2 章第 1 部、第 3 部から第 6 部まで及び第 9 部から第 12 部までに規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格 001～057 (略) 058 人工膝関節用材料 (1)～(2) (略) (3) 機能区分の定義 ①・② (略) ③ 大腿骨側材料・全置換用材料（間接固定型）・特殊型次のいずれにも該当すること。 ア～エ (略) オ 金属イオン溶出又は摩耗粉の低減を目的として、以下のいずれかの加工等が施されているものであって、その趣旨が薬事承認又は認証事項に明記されていること。 i 材質が表面酸化処理ジルコニウム合金であること。 ii (略) ④～⑰ (略) 059～244 (略) III～IX (略)